

プラスチック使用製品廃棄物の再商品化業務委託に係る補足事項

1 取組の方向性

現在、区ではプラスチック容器包装を資源として回収し、資源化している。

加えて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、令和 8 年10月から、新たに製品プラスチックの回収・資源化を開始する予定である。

なお、プラスチック容器包装・製品プラスチックの再商品化を、より効果的・効率的な再商品化手法・行程で実施するため、法第33条に規定する再商品化計画（令和 8 年10月～令和11年 3 月31日）を作成し、令和 7 年度中に国の認定を受けた上で取組を進めることを予定している。

2 処理品目の回収方法等

プラスチック容器包装と製品プラスチックを同じ車両で一括回収

3 中間処理

施設所在地

別途、区が指定する中間処理施設（練馬区からの走行距離が、往復で約45km圏内の施設の活用を想定）

（参考）令和 6 年度プラスチック容器包装の中間処理施設

- ・事業者 : 練馬区リサイクル事業協同組合
- ・所在地 : 埼玉県和光市新倉 7 - 8 - 2 2（柳金属株式会社新倉リサイクルセンター）

主な選別行程（想定）

破袋、禁忌品（リチウムイオン電池含有製品等）等の選別、圧縮・梱包

梱包方法

プラスチック容器包装と製品プラスチックの一括バールを予定